

# 保育所保育指針、幼稚園教育要領における保育者像

## —多文化共生社会フィンランドの保育者像を通して—

三 井 真 紀

### 1. 背景

多様性 (Diversity) とは、人々の間に存在する差異のことである。個人間にも差異はあるが、多文化教育論者は通常、集団間の差異に言及する。多文化教育の分野を担う者の多くは、人種的、民族的、ジェンダー、経済的集団、言語、宗教、能力、年齢、性的嗜好性などの属性についても、多様性という観点から記述し、尊重する視点をもつ<sup>1</sup>。

日本の幼稚園や保育所文化においても、日本を理解し、自己を発現できることは重要なことである。同時に、世界で暮らす多様な人々の価値観に対しても違いを正しく認め、尊重できることが注目され始めて久しく<sup>2</sup>、その間に各国で保育実践におけるプログラム開発も積極的に実践されてきた<sup>3</sup>。日本各地の園に、外国籍をもった園児が在園している。このような状況は、多様性理解という点において意味をもち、子どもや保育者や家族に様々なテーマを与える。しかし同時に、問題や課題も日常化させる。現状は、筆者が多文化教育研究に注目し始めた1990年代当初と、ほぼ同じ状況に等しい<sup>4</sup>。

日本社会は、拡大再生産を前提とする成長型の社会ではなく、多文化共生の成熟型の社会へと転換期を迎えた。大量生産大量消費を前提とする工業中心の社会から、個々の価値観を重視する生活者中心の社会へ変化した結果、カナダやオーストラリアなどの多民族国家では、数十年前から異文化間のコミュニケーションに重点を置いた保育や教育が盛んに行われてきた。フィンランドに代表されるEUの小国では、それぞれが独自の文化を保ちつつ、他国との協調関係を促進しなければならない。したがって、国をあげて「グローバル・コミュニケーション・スキル」と呼ばれる多文化理解のための幼少期からの学習に、特に力を入れている<sup>5</sup>。

### 2. 目的と方法

本研究は、日本の保育ガイドラインである保育所保育指針<sup>6</sup>、幼稚園教育要領<sup>7</sup>等における保育者像を通して、今後期待される多文化共生理解ができる保育者について検討する。そのさい、多文化共生社会において幼児期からの「多文化教育」に力を入れている、フィンランドの現状を紹介する。また、保育者の実際やその捉えられ方をまとめ、今後の日本における保育者像について示唆したい。第一段階として、現行のガイドラインの内容を確認し、多文化共生時代の保育現場において、保育者が一体どのような問題に陥りやすいのか考察する。その方法をAccommodationの概念を応用し検討する。第二段階として、フィンランドの保育者について、1998年からの調査

に基づいて整理し、日本の現状と比較する。

### 3. 多文化共生社会の保育者像

#### (1) 「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」における保育者像

日本における幼稚園教育要領が施行されてからすでに8年が経過した。保育所保育指針が施行されてから7年が経過する。保育所保育指針では第1章総則1保育の原理（2）保育の方法、の中で次のように述べている。「保育においては、保育士の言動が子どもに大きな影響を与える。したがって、保育士は常に研修などを通して、自ら、人間性と専門性の向上に努める必要がある。また、倫理観に裏つけられた知性と技術を備え、豊かな感性と愛情を持って、一人一人の子どもに関わらなければならない。このため、保育は、次の諸事情に留意し、第3章から第10章に示すねらいが達成されるようにする。」続けて、保育の方法力において、次の記述がある。「子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。」この記述は、多様性理解の箇所として注目されている唯一のものだといわれている。具体化しにくいという課題を抱える一方、そのような保育の方法の提示がされているにもかかわらず、現場の状況が改善されているとは言いがたい<sup>8</sup>。

中学校及び高等学校においては、「外国語」および「英語」の位置づけがなされている。平成10年12月に告示され、平成15年12月に一部改定された『中学校学習指導要領』では、第9節「外国語」の項目で以下のように書かれている。「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーションの能力の基礎を養う。」そのほか、「多様なものの見方や考え方を理解し」や「広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高める」など、具体的な文言が記載されている<sup>9</sup>。文部科学省のいうところの「外国文化の理解」という文言だけでは、実際には「外国語そのものを学ぶこと（教員が英語で授業をすること）」が目的なのか、「外国語を通じて何かを学ぶ」ことが目的なのか明確ではない。しかし、就学前のカリキュラムと比較した場合には、多文化教育の視点をより多く取り入れ、強い位置づけがなされていると読み取れるものである。

保育所保育指針第13章には、「保育所における子育て支援及び職員の研修など」という項目がおかれており、また、幼稚園教育要領では、「総則」や「指導計画作成上の留意事項」の中で、一人一人の児童に対しての、保育者の適切な援助について触れられている。近い将来の、保育所保育指針及び幼稚園教育要領改定に向けて、「子どもや家族の多様性」という視点が、文化的な側面にも向けられることを期待する<sup>10</sup>。

#### (2) 理念型にみる保育者像

日本における保育者と児童のやりとりをみると、多くの場合、ホスト文化である日本を中心とした対応がみられる<sup>10</sup>。保育者が、意識的に子どもを傷つけようとか、かかわらないようにしようとかいった感情をもっているとは思えないところに問題が多い。Accommodationとは、an adjustment or adaptation to suit a special or different purpose（特定の、または異なる目的に添うように調節したり適応したりすること）という原意である<sup>11</sup>。バーンステイ

ン (Bernstein) は、文化的再生産の妨害者としての学習理論の特性を論ずる中で、大人 (保育者) 中心の「支配—domination—」の概念を、子ども (幼児) 中心の「適応—Accommodation—」概念に代えるという幼児期の学習理論の特徴を指摘している<sup>12</sup>。また、ファーハムとボクナー (Furham & Bochner) は、異文化接触の問題を論ずる際に「適応 (adjustment)」という概念は文化的に異なる人たちの関係改善には次の点で向かないと批判している<sup>13</sup>。

- ・異文化に滞在する人の失敗は、治療が必要なある種の潜在的な病理の症状であるという含みがある。
- ・新しくやってきたその人のあらゆる問題は、その滞在社会の価値観と習慣を喜んで受け入れさせ、かつ文化的血統を捨てさせることができれば解決されるという意味を含んでいる。

以上のような理由で、適応の概念を批判した上、adjustmentに代わる概念として cultural accommodation (文化的調整) という概念の提示をしている。その意味を和訳すると「自分を失って相手文化に適応したり順応するのではなく、相手とのやり取りを調整しながらうまくやっていく」ということを意味している。

萩原は、「幼児の心理的要件に適応し、自立的援助を可能とするコミュニケーション体系」と体系的に説明し、バーンステイン (Bernstein) のコード理論の展開をもとに「他者の心理的要件を受容し、他者が自己の意思で自立できるように援助すること」と訳し定義付けた<sup>14</sup>。表1は、Accommodation タイプを2つに区分し、マイノリティである外国人 (籍) の幼児や保護者にとって、どのような園環境の構造が理想的または可能であるか明らかにするため設定された理念型である<sup>15</sup>。表1のAが権威的主従関係の構造特性を持つ一方、Bは理念的には意思決定の力は平等に配分されるので、権威的主従関係の構造特性をもたない。つまり、Bの構造をもった園環境においては、保育者はマイノリティの幼児や保護者に対して、その個性に敏感で、日本人の幼児とも違い認め合う柔軟なAccommodation の姿勢をとることになると予測できるものである。

表1 マジョリティとマイノリティとの関係・園環境の構造 (萩原, 1996)

〈Aタイプ〉		〈Bタイプ〉	
閉鎖系 明示的	(構造的特性) (主従的関係)	開放系 暗示的	
保育者 → ↓ 幼児・親	支配的 (タテ型) (コミュニケーション体系)	保育者 → → 幼児・親 適応的 (相互調整的) (ヨコ型)	
単一 明確な境界線的 We I → 統制	(文化) (二者間の境界線) (集団対個人)	多元的 幅広い境界線 I → 援護・支援	
役割重視 和 明示的 供給、教示 分離主義	(役割対個性) (秩序化の原理) (規範) (援助の方法) (基本的原則)	個性重視 調和 暗示的 促進的援助 統合主義	

### (3) フィンランドの保育者

フィンランドの保育者（主に、教師と呼ばれる）は、日本の感覚でいえば、医者と同じくらい尊敬されている。実際に保育者は、高い専門性やキャリアをもち、自身で「幼児教育の専門家」と断言し、専門職として長く勤務する者が多い。したがって、人気の高い職業である点は日本と同じであるが、「生涯を通じて働く仕事」としての認識が、社会に浸透している点において、若干異なる<sup>16</sup>。

1998年から2004年までに実施された、ヘルシンキでの保育者へのインタビュー調査<sup>17</sup>でも「保育者は、専門職としてみとめられているため、社会的地位が非常に高く、やりがいがある。」「政府は、地方や現場を大事にしてくれるため、口出しをしないが資金を出してくれる場所である。」という現場保育者の意見が出された。また、ヘルシンキ市内の、公立小中一環校（390名の幼児、生徒）では、在籍する子どもの母国語は、26言語であった。そのような集団において保育者や教員は、期待され、充実したカリキュラムを作成するチャンスを与えられている。宗教教育についても、保育者や教員の大事な分担である。フィンランドでは、福音ルーテル教会に属している人が人口の90%である<sup>18</sup>。学校における宗教教育は義務ではないが、その他の宗教については、親がそれぞれの文化において必要な宗教を学校にしらせておく必要がある。1つの学校に5人以上の生徒が同じ宗教に属し、親がその宗教教育を望む場合には、その学校や施設では宗教に関する授業を実施しなければならない。もちろん、宗教教育を望まない子どもの場合には、E・T (elaman katsomus tieto) という日本語で「人生学」と訳せる時間を設けている。フィンランドのような多様な背景をもつ子どもたちがいる集団の場合、コミュニケーション教育が重要になることは間違いない。表現教育や、その他の身体パフォーマンス、演劇的要素が大きな役割を果たすとも言われる。また、国語教科書では、各单元の終わりに「この物語を人形劇にしてみよう」「この物語の続きを書いて、脚本にしてみよう」というまとめの項目がある。限られた時間の中で、異なる価値観や文化的な背景を持った子どもが、イメージや感性をすり合わせて一つの作品を創り上げる営みがおこなわれる。「バラバラな人間が、バラバラなままで、一つの共同体をどうにかして運営していく」という成熟社会における異文化理解、他者の受容に大きな力を発揮すると考えられる。多文化社会の様相が深化したフィンランドでは、国内の少数民族や少数言語集団に対する個々の配慮まで見込み、教育内容を考える必要性がある<sup>19</sup>。また、コミュニケーション能力を養うには、教室で椅子に座って知識を得るタイプの従来型の授業では限界があるため、表現教育に関わってきた多くの関係者が、その蓄積を生かし、人材を育成していく仕組みが作られている。そのような中には、一律に保育、教育するのではなく、多文化共生社会の当然の義務として、移民の子どもの学習権を尊重したり、個別の対応を重視するという、手厚い福祉的保障をおこなっていることも含まれている<sup>20</sup>。

## 4. まとめ

フィンランドの保育・教育は、能力別ではなく「すべての子どもに同じ教育を与える」ことを基本にしている。それは、すべての国民のレベルを上げるという考え方だが、根底にあるからである。ただし、「同じ教育」とは、皆が同じ課題に向かい合うという姿勢ではない。違いを認めるという多文化共生社会の大原則を大切にし、「同じ質」を提供できるように努力するという考え方で

ある。その証拠に、フィンランドならではの特徴として、就学前教育の期間が大変長く、小学校に入学する前の教育方法に選択の権利がある。また、義務教育後に一つの進路を選んでも、あとで別の学校で無料で学んだり、リカレント教育を受けられるという手厚い保障がある。そのような方向転換が容易にできるため、人材の質や能力もあがり、確実に社会に貢献できるような仕組みが整えられている<sup>21</sup>。職業をもちながら、大学に10年以上在籍して勉強を続ける人も多いため、当然社会経験豊かな保育者が輩出される機会も多くなる<sup>22</sup>。日本における、保育所や幼稚園における多文化共生社会の課題をクリアするためには、保育にかかわるもの自身がその問題に向かいあうことが重要であることはすでに示唆されてきた<sup>23</sup>。今後の具体的な目標は、多文化共生社会であるフィンランドにおける保育者養成カリキュラムを入手し、現地において保育者や保育を志す者自身の意識調査などを実施し、日本の現状と比較検討することである。

## 引用・参考文献

- 1 Carl A. Grant and Gloria Ladson-Billings (1997) Dictionary of Multicultural Education 12. Oryx Press.
- 2 新倉涼子 外国人児童の保育への負担度および保育士の異文化理解の姿勢に影響を及ぼす要因の検討 保育学研究 第39巻第2号 日本保育学会 40-48 2001
- 3 Greenman, Jim. Living in the Real World: Diversity and Conflict. (1989) *Exchange*. Provides examples from child care settings that make it easier to perceive and know how to respond to differences.
- 4 Paivi, Elovainio. (1999) FACT ABOUT FINLAND. Otava Book Printing.
- 5 Pirjo, Vuoristo. (1999) Helsingin kaupungin. Finland.
- 6 幼稚園教育要領（原本）1-15 文部省 チャイルド本社 2002
- 7 保育所保育指針（原本）17-88厚生省児童家庭局 チャイルド本社 2002
- 8 三井真紀 多文化保育に関する大学生の意識改革の研究 日本保育学会 第58回大会発表論文集 492-493 2005
- 9 栗原優 理想の外国語（英語）教育を目指して—異文化教育の盲点— 駿河台大学 情報文化学：駿河台大学文化情報学部紀要第13巻第2号 22 2006
- 10 保育所保育指針（原本）17-88 厚生省児童家庭局 チャイルド本社 2002
- 11 Bernstein, B. (1975) On the classification and framing of educational knowledge. I : *Class, Codes and Control vol. 3. Towards a Theory of Educational Transmission*. London and Boston: Routledge & Kegan Paul.
- 12 萩原元昭 教育伝達の社会学—開かれた学校とは— 明治図書出版 1985
- 13 Bernstein, B. (1975) On the classification and framing of educational knowledge. I : *Class, Codes and Control vol. 3. Towards a Theory of Educational Transmission*. London and Boston: Routledge & Kegan Paul.
- 14 萩原元昭 外国籍幼児に適応する園環境の構造 國際幼兒教育学会 第3号 17 1996
- 15 萩原元昭 外国籍幼児に適応する園環境の構造 國際幼兒教育学会 第3号 19 1996
- 16 Paivi Elovainio FACT ABOUT FINLAND Otava Book Printing 1999
- 17 三井真紀 多文化保育に関する大学生の意識改革の研究—Finlandの保育環境における一考察— 渕川短期大學紀要第40集 渕川短期大学 35-42 2004
- 18 日本フィンランド協会 フィンランド・テーブル—日本フィンランド修交80周年記念論集 日本フィンランド協会 150 2000
- 19 山川亜古 「多文化社会の言語的人権を保障する学校教育」庄井良信他著『フィンランドに学ぶ教育と学力』明石書店 202-203 2005
- 20 Anttonen, Anneli(1999) Lasten kotihoidon tuki suomalaisessa perhepolitiikassa, KELA Sosiaali-ja terveysturvan tutkimuksia 52.

- 21 フィンランド政府観光局 TORi／02 文星閣 20 2005
- 22 Pratte, R. (1983). Multicultural education: Four normative arguments. *Educational Theory*, 33, 21-32
- 23 Grant, C.A.&Sleeter, C.E. (1985). The literature on multicultural education: Review and analysis. *Educational Review*, 37, 97-118. *Educational Review*, 37, 97-118.